

香川県立高松桜井高等学校 タブレット端末利用規定

(趣旨)

第1条 本規定は、香川県立高松桜井高等学校（以下「本校」という。）に在籍する生徒が使用する香川県教育委員会（MDM）タブレット端末（以下「タブレット」という。）の利用について定めるものである。

(管理者および運用担当者)

第2条 タブレットの管理者は、ICT 担当教員とする。運用担当者は、クラス担任および副担任とする。

(目的)

第3条 タブレットの利用は、教育・研究を目的とする場合および学校長が認めた場合に限る。それ以外の目的での使用は認めない。

(利用者)

第4条 タブレットの利用対象者は、本校在籍の生徒とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の制限および貸与を取り消すことがある。

- (1) 利用者が休学、留学等により長期間登校しないこととなった場合。
- (2) 利用者が本校の定める規定に違反した場合。

(利用規定)

第5条 利用者は、タブレットの利用にあたり、次に定める一般規定を遵守するとともに、学校内外における遵守事項を守らなければならない。

(1) 一般規定

- ① 公序良俗に反する行為、法令または本校の定める規定に違反する行為など、不適切な利用をしてはならない。
- ② タブレットを他人に貸与・売却・譲渡してはならない。
- ③ アカウント等の利用資格を他人に貸与してはならない。必要な ID およびパスワードを漏洩してはならず、また第三者の ID およびパスワードを使用してはならない。
- ④ ID のメールアドレスを用いて学校が許可したサイト以外（ショッピングサイト、X、LINE、Facebook などの SNS）の登録に利用してはならない。
- ⑤ 第三者のファイル、データ、システムファイルなど、利用が許可されていない資源にアクセスしてはならない。
- ⑥ タブレットの設定を、管理者の許可なく変更してはならない。
- ⑦ アプリケーションのインストールを、管理者の許可なく行ってはならない。
- ⑧ インターネットサービスの利用においては、第3条の目的に適合しない内容を閲覧してはならない。
- ⑨ SNS 上において、他人の写真や動画を無断で投稿したり、他人を誹謗中傷するような言動・メッセージを投稿したりするなど、他人の著作権・肖像権・名誉等を侵害または毀損するような行為をしてはならない。

- ⑩ 貸与端末使用の場合、破損や故障した場合はすぐに申し出ること、修理にかかる費用は原則自己負担となるため、取り扱いには十分注意すること。
- ⑪ 不具合や分からないこと、困ったことがあれば、すぐに教員に相談・報告すること。また、使用中でトラブルが発生した場合は、速やかに記録（スクリーンショットなど）を取ること。
- ⑫ その他、学校長が別に定める事項に反してはならない。

(2) 学校での遵守事項

- ① タブレットおよびその付属品は貴重品と同様に取り扱い、破損・紛失・盗難等の防止に十分注意しなければならない。
- ② 授業で常時使用できるよう、家庭で充電すること。原則として、学校内での充電は認めない。
- ③ 担当教員の許可なく、録音・動画撮影・静止画撮影をしてはならない。
- ④ 校舎内では、必ず音が鳴らないよう消音設定にしておかなければならない。
- ⑤ 学校内でインターネットに接続する場合は、必ず学校の Wi-Fi を使用しなければならない。SIM カードによるモバイル接続、モバイルルーターの使用、テザリングによる接続は禁止する。
- ⑥ 教育活動に必要がないと判断される使用（ゲーム、SNS、関係のない動画や画像の閲覧、メール、生徒間のメッセージ送受信、写真の掲載、いたずら行為およびこれに準ずる行為など）は行ってはならない。
- ⑦ 授業中は、教員から使用の指示があるまで、タブレットを机やかばんの中にしまっておかなければならない。
- ⑧ 授業中に教員の許可を得た場合、または予習・復習の目的で休み時間等に使用する場合に限り使用を認める。その際は、自席で一人で使用し、客観的に見て不要な使用と見なされないよう十分に注意すること。不適切な使用が疑われる場合には、指導の対象となる。
- ⑨ 部活動での使用は、事前に顧問の許可を得なければならない。課外活動においては、引率教員の事前の許可を得ること。
- ⑩ Google Classroom やロイロノート、その他学習補助アプリケーションを使用する場合は、学校が指定したアカウントを使用しなければならない。

(3) 学校外での遵守事項

- ① 電車やバス内など公共の場所での Google Classroom や Classi などのアプリケーションの利用は、個人情報や周囲に見られる可能性があるため、注意して使用すること。また、他人に迷惑となるような使用をしてはならない。
- ② 学校外でインターネットに接続する際も、本校のタブレット端末利用規定を遵守しなければならない。

(指導)

第 6 条 前条に定める項目を遵守しなかった利用者は、指導の対象とする。

(障害・事故)

第7条 利用者は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに管理者または運用担当者に報告しなければならない。

- (1) タブレットを破損または紛失したとき、あるいは盗難の被害に遭ったとき。
- (2) パスワードが漏洩した可能性があるとき。
- (3) タブレットが正常に作動しなくなったとき。
- (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者によるアクセス、ウイルスの侵入など、またはそれらのおそれがある事実を発見したとき。

(その他)

第8条

本規定に定めのない事項については、学校長が別に定める。

(規則の改廃)

第9条 本規定の改正または廃止は、職員会議を経て学校長の承認を得なければならない。

附 則

本規定は、令和5年4月1日より施行する。

改正 令和7年7月1日から施行する。